

# 営業許可の手続き

## 1. 事前相談

- **営業施設の工事などを行う前に**保健所に相談することをおすすめします。  
**(施設が基準に合わない場合、再度工事などが必要になることがあります！)**

- 事前相談をするにあたり、次のものを準備してください。

飲食店・カフェ・スナック等の場合

- ① 提供メニュー案
- ② 調理場の平面図（予定で可）

製造業の場合

- ① 具体的な製造品目案
- ② 製造品目ごとの詳しい製造工程表
- ③ 製造室の平面図（予定で可）



- **平面図を作成する際は裏面の『施設基準の概要』を参考にしてください。**職員が施設基準と照らし合わせて指導いたします。
- 提供・製造品目によっては営業許可、届出が不要な場合、または提供・製造できないことがあります。

## 2. 申請書の提出

- 次のものを保健所に持参し、申請してください。
- 申請は**営業開始予定日の1週間～10日前**までには行ってください。

### <申請に必要な物>

- ① 営業許可申請書
- ② 営業施設の設備器具の調書
- ③ 営業施設の平面図（施設の寸法をご記入ください）
- ④ 食品衛生責任者の資格を証明する書類<sup>※</sup>
- ⑤ (製造業の場合)製造方法の概要
- ⑥ (井戸水等を使用の場合)水質検査成績書
- ⑦ 申請手数料（業種ごとに異なります。お問い合わせください）

### ※食品衛生責任者の資格証明書類とは？

次の書類があてはまります

- 1 食品衛生責任者養成講習会の修了証
- 2 調理師免許証
- 3 栄養士免許証
- 4 製菓衛生師免許証
- 5 食品衛生管理者の資格証明書類 など

- ★ **①,②,③,⑤の様式は保健所で受け取るか、保健所ホームページでダウンロードしてください。**
- ※居抜き施設では一部書類が省略可能な場合があります。

## 3. 施設調査

- 施設に保健所職員が出向き、基準に合っているか調査を行います。
- 立ち会い者が必要です。  
(できれば営業者、責任者など調理や製造に関わる方の立ち会いをお願いします)
- 調査日時は、申請時に打ち合わせて決めます。

- ★ **不適事項があった場合、改善のうえ再調査が必要になることがあります！**



## 4. 許可証の交付

- 施設調査で基準を満たしていることが確認されると、許可証が発行されます。
- 許可証は郵送にて送付しています。  
※お急ぎの場合は来所にて受け取りも可能です。



食品衛生責任者

- ★ **営業許可証、食品衛生責任者氏名を掲示して営業を開始しましょう！**

【問い合わせ先】 室蘭保健所生活衛生課食品保健係 TEL0143-24-9849 FAX0143-22-5282

【ホームページ】 <http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hgc/shokuhineigyokyoka.htm>

室蘭保健所 飲食店 営業許可

検索

## ● 施設基準の概要 ●

食品を取り扱う施設の主な基準を下記に示します。

### 1 営業施設の位置、広さについて

- ・施設は、衛生上支障のない場所に設け、食品等の取扱量に応じた十分な広さを有すること。
- ・**※作業場は、自宅のキッチンとの兼用はできません。**
- ・作業場は、それ以外の場所と衛生的な方法で区画すること。

### 2 作業場の床、壁、天井の材質、換気設備について

- ・床面、内壁及び天井は、清掃等を容易に行うことができる材料で作られており、かつ、清掃等が容易にできる構造であること。
- ・**※床面は、不浸透性の材質で作られており、かつ排水が良好であること。**床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設の場合は、床面から容易に汚染される高さまで不浸透性の材料にする必要があります。また、必要に応じて床に水が溜まらないよう排水設備を設けてください。
- ・作業場は、結露を防ぐために換気が適切にできる構造または設備を有すること。

### 3 防鼠・防虫設備について

- ・作業場は、ネズミ及び昆虫の侵入を防ぐ設備を設けること。
- ・扉や窓を開放して作業することがある場合は、網戸等を設けること。

### 4 洗浄設備について

- ・手指の洗浄及び消毒をする装置を備えた流水式手洗い設備を設けること。また、**水栓は、洗浄後の手指の再汚染を防止することができる構造**であること。
- ・**※水栓は、センサー式、レバーハンドル式、押しボタン式など**の手指を触れずに水を止めることのできる構造にする必要があります。
- ・使用目的に応じた大きさ・数の食器・器具類の洗浄用のシンクを設け、必要に応じて給湯設備を設けること。
- ・**※取り扱う食品が決まったら、ご相談ください。**

### 5 トイレの設置について

- ・施設には、衛生上支障のない場所にトイレを設けること。
- ・トイレには、使いやすい場所に十分な大きさの**トイレ専用の流水式手洗い設備を設けること。**

上記以外にも守らなければならない基準や、取り扱う食品、営業の種類によっては個別基準があるので、施設選定や図面作成の際には、事前に保健所へ相談することをおすすめします。

ご不明な点は室蘭保健所までお尋ねください！

室蘭保健所生活衛生課食品保健係

TEL 0143-24-9849

FAX 0143-22-5282